

令和2年3月24日  
午後2時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	板倉克典	2番	那須英二
3番	小久保照枝	4番	堀岡敏喜
5番	加藤明由	6番	佐藤仁志
7番	横井克典	8番	江崎貴大
9番	加藤克之	10番	高橋八重典
11番	鈴木みどり	12番	早川公二
13番	平野広行	14番	三浦義光
15番	佐藤高 清	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

7番	横井克典	8番	江崎貴大
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	安藤正明	副 市 長	大木博雄
教 育 長	奥山 巧	総務部長兼 財政課長	渡邊秀樹
民生部長兼 福祉事務所長	宇佐美 悟	開 発 部 長	大野勝貴
教 育 部 長	立松則明	総務部次長兼 庁舎建設室長	伊藤重行
開発部次長兼 農政課長	小笠原己喜雄	開発部次長兼 土木課長	伊藤仁史
会 計 管 理 者	横山和久	監 査 委 員 長 事務局長	山下正巳
総 務 課 長	佐藤文彦	秘書広報課長	安井幹雄
企画政策課長	佐野智雄	危機管理課長	伊藤淳人
税 務 課 長	佐藤雅人	収 納 課 長	細野英樹
市民課長兼 十四山支所長	鈴木博貴	保険年金課長	服部利恵
環 境 課 長	柴田寿文	健康推進課長	飯田宏基

福祉課長	大木弘己	介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	藤井清和
児童課長	山守美代子	商工観光課長	横江兼光
都市計画課長	梅田英明	下水道課長	水谷繁樹
会計課長	伊藤えい子	学校教育課長	渡邊一弘
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	山森隆彦	図書館長	服部朋夫
歴史民俗資料館長	伊藤隆彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	安井耕史	書記	鷺尾里恵
書記	伊藤国幸		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 令和2年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 令和2年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 令和2年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 令和2年度弥富市下水道事業会計予算
- 日程第8 議案第7号 訴えの提起について
- 日程第9 議案第8号 弥富市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 弥富市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 弥富市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 弥富市保健センター条例の一部改正について

- 日程第19 議案第18号 市道の廃止について  
日程第20 議案第19号 市道の認定について  
日程第21 議案第20号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第6号）  
日程第22 議案第21号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
日程第23 議案第22号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第24 議案第23号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第25 議案第24号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第26 議案第25号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

（追加日程）

- 日程第27 同意第2号 副市長の選任について  
日程第28 発議第2号 弥富市議会傍聴規則の一部改正について  
日程第29 弥富市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について  
日程第30 海部南部水道企業団議会議員の選挙について  
日程第31 海部南部消防組合議会議員の選挙について  
日程第32 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について  
日程第33 閉会中の継続審査について  
日程第34 諸般の報告

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 00 分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

御報告いたします。

報道機関から、放映と写真撮影の許可をされたい旨の申出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第 9 条の規定により許可いたしましたので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 88 条の規定により、横井克典議員と江崎貴大議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第 1 号 令和 2 年度弥富市一般会計予算

日程第 3 議案第 2 号 令和 2 年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第 4 議案第 3 号 令和 2 年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 4 号 令和 2 年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6 議案第 5 号 令和 2 年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 6 号 令和 2 年度弥富市下水道事業会計予算

○議長（大原 功君） この際、日程第 2、議案第 1 号から日程第 7、議案第 6 号まで、以上 6 件を一括議題といたします。

本案 6 件についての審査の経過と結果の報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） 14 番 三浦義光です。

行財政委員会に付託されました案件は、議案第 1 号令和 2 年度弥富市一般会計予算について、はじめ 6 件です。

本委員会は、去る 3 月 17 日、18 日及び 19 日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、17 日に総務部所管の当初予算について、議案第 1 号令和 2 年度弥富市一般会計予算、議案第 2 号令和 2 年度弥富市土地取得特別会計予算の 2 件を一括審査いたしました。

委員より、地区公民館整備事業補助金は令和 2 年度に申請し、整備することが決まったときは、その整備に係る事業は令和 3 年度事業になるかとの質問に、市側より、例年の対象は、予算措置のため、前年度秋頃に募集をかけて、そこに出てきたところを補助の対象としていたとの答弁がありました。

また、男女共同参画推進事業や、まち・ひと・しごと創生総合戦略の市民アンケートの対

象者は2,000人ということだが、根拠は、回収率はその質問に、市側より、弥富市の人口規模では2,000人に投げかけ、五、六十%程度の標本数があれば統計的な状況が確認できると聞いているとの答弁がありました。

また、地域づくり補助金の交付状況で、申請団体数が年々減っているが、原因はどう考えているかとの質問に、市側より、一時期水路をきれいにする団体が七、八ほどあったが、3年ほど続けられた後、効果が分からず、当時の区長さんたちにより申請をやめられたことで一気に団体数が減少した。また、団体の構成員が高齢化し、活動ができない、書類作成ができないためやめられることもあるとの答弁がありました。

続いて、開発部所管の当初予算について、議案第1号令和2年度弥富市一般会計予算、議案第6号令和2年度弥富市下水道事業会計予算、以上2件の一括審査をいたしました。

委員より、JR名鉄駅自由通路及び橋上駅舎化の予算はないということだが、やめた経緯はその質問に、市側より、やめたわけではなく、令和2年度は都市計画決定など事務手続の年になり、鉄道業者と合意形成を図る期間のため、予算計上はありませんとの答弁がありました。

また、先日、ミス弥富金魚、ミス弥富が決まり、例年であれば春まつり、芝桜まつり、藤まつりで花を添えてもらい、弥富のPRをしてもらっているが、今年は中止になり、できない状況なので、そのほかの方法で弥富をPRしてもらうことは何か考えているかとの質問に、市側より、発表は観光協会役員少人数で進めていく。2年間の任期で、年間を通じ、今後弥富のイベント、他市町村のイベントで弥富のPRに活躍してもらいたいとの答弁がありました。

また、JR名鉄弥富駅橋上駅舎化事業と、新しくJR名鉄と近鉄との間の地区のまちづくり勉強会を開いていくとのことだが、どういう方向性なのかとの質問に、市側より、事業は似ていますが、別の事業。駅前広場整備については、これから市民の皆さんの意向を聞く。県道の乗り入れもあり、いろいろな面を勘案し検討していく。どちらも大事な事業であるとの答弁がありました。

18日は所管を入れ替え、民生部所管の当初予算、議案第1号令和2年度弥富市一般会計予算と、議案第3号令和2年度弥富市国民健康保険特別会計予算から議案第5号令和2年度弥富市介護保険特別会計予算まで、以上4件を一括審査いたしました。

委員より、海部南部権利擁護センター運営委託について、いつ、どこで、どのように運営していくのかとの質問があり、市側より、現時点のスケジュールは、令和2年12月から令和3年1月に市民に向け窓口等をオープンする予定。場所は蟹江町や飛島村との位置関係もあり、十四山支所を予定している。運営主体は先進地等を参考にし、NPO法人に委託予定。委託する業務内容は、国の指針にある相談業務と成年後見制度の普及啓発業務からのスター

トを考えているとの回答がありました。

また、その職員の職種は一般事務なのか有資格者なのかとの質問に、社会福祉士等の専門資格を有する方を募集する予定との回答がありました。

また、高齢者安全運転支援装置設置補助金の申請の仕方はとの質問に、市側から、安全運転支援装置機能が確認できる書類の写し、装置の値段や取付け料が分かる領収書、自動車検査証、運転免許証の写しを併せ、市役所で申請を行ってもらおう予定との回答がありました。

以上のような質疑がありました。

次に、教育部所管の当初予算、議案第1号令和2年度弥富市一般会計予算を審査いたしました。

委員より、歴史民俗資料館の設計監理委託料について、完成予定はとの質問があり、市側より、現在の計画では令和2年度に設計業務委託、令和3年度に改修工事と移転、令和4年度当初にリニューアルオープンの予定との回答がありました。

また、現段階のイメージはとの質問に、現在の資料館よりも明るく開かれたイメージで、歴史や文化を展示するだけでなく、観光との連携や市民交流の場となるような資料館を考えているとの回答がありました。

以上のような質疑がありました。

このような付託された議案に対する質疑を経て、19日に討論に入り、議案第1号について、不妊治療のアップや、高齢者安全政策や、タクシーチケットの配付枚数など改善が見られている。しかし、新庁舎の返済が始まってかなり重たい負担、下水道会計が圧迫し、早急に対応してほしい道路整備など、安全対策が行われなくなっている。また、今年度確定している市税収より少なく見積もっている。正しく見積もって進めてほしいとの反対討論があり、議案第3号について、一般会計からの繰入れを減らした改定では均等割も上がるもので、賛同できないとの反対討論があり、議案第4号について、年金が減る中で重い負担となっているとの反対討論があり、議案第5号については、通常23%負担のところ、国からの調整を踏まえて25.3%の第1号者負担となっているのに対して、それ以上の負担となっているとの反対討論があり、また議案第6号は、6億3,000万円も一般会計から繰り出さなければならない重いもので、大幅に事業を見直す必要があるとの反対討論があり、採決の結果、第1号議案は賛成多数により原案を了承、議案第2号は全員賛成で原案を了承、議案第3号から議案第6号は賛成多数により原案を了承したことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告に従いまして、反対討論を那須議員。

○2番（那須英二君） 私のほうから、議案1号、第3号、第4号、第5号、第6号についての反対の立場で討論させていただきます。

まず第1号において、一般会計予算においては、来年度より予定されている会計年度任用職員において、臨時職員の期末手当などの拡充が行われ、大きく待遇が改善される。また、不妊治療の市独自の補助を追加したり、ロタウイルスの予防接種を10月より無料で受けられるようにしたり、高齢者の安全装置や防災に対するの通知システムなど、改善される事業も含まれてはいるものの、新庁舎の返済が始まる中で下水道会計が予算を逼迫し、早急にでも行ってほしい安全対策、道路整備などが遅れる状況になっています。

また、予算の税収は伸びると試算しつつも、今年度の確定額よりも少なく見積もっております。正しく見積もって、安全対策など必要な事業は進めていただきたいと思います。

また、3号議案のほうでは、国民健康保険税の予算ということでございますけれども、国民健康保険税の加入者は、高齢者や低所得者の割合が過去最高となっており、その負担は既に限界に来ております。全国知事会、市町村会も国に対して1兆円の投入をして負担を減らすことを求めています。

しかしながら、国の方針に従い、市の法定外繰入金を減らし、逆に加入者の負担はどんどん重くなる一方、さらには社会保険とは違い、均等割によって家族が増えれば増えるほど負担が重くなる仕組みになっております。改定では資産割が下がる一方で、この均等割が大きく跳ね上がるとしています。これは少子化対策にも逆行しており、認めるわけにはいきません。今こそ県と市町村が力を合わせて国に制度の改善を求めるときではないでしょうか。

第4号議案に関しては、後期高齢者の特別会計ということでございますけれども、この制度そのものの矛盾を感じております。高齢者は年金がどんどん減る一方で、重い負担となっています。さらに国会では今、後期高齢者の医療費窓口負担を2倍にしようとしており、到底賛成できるものではありません。

第5号議案に関しては、介護保険の特別会計でございますけれども、前回の改定の保険料で16%上がるという状況の中で、県内トップの値上げ率となっており、第1号被保険者の負担割合が本来25.3%なのに対して、それ以上の負担になっています。現在の介護保険特別会計の繰入金と基金は、この過重な負担によるものでございますので、改善を求めるものでございます。

また、第6号議案の下水道事業に関しては、料金収入では全然賄うことができず、その2.5倍の6億3,000万円も一般会計から拠出しなければならない重たいものとなっています。

このままこの事業を続ければ、さらにその負担は大きくなり、さらに事業が拡大されるごとに負担の拡大が想定されます。このような事業は大胆に大幅に事業を見直していく必要があると考え、反対の立場で討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結いたします。  
これより採決に入ります。

議案第1号は、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第2号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

議案第2号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第3号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

議案第4号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第5号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第6号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第7号 訴えの提起について



○議長（大原 功君） 次に、日程第8、議案第7号を議題とします。

ここで副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（鈴木みどり君） 議長に代わり議事を進行します。

地方自治法第117条の規定により、大原功議員の退場を求めます。

〔議長 大原功君 退場〕

○副議長（鈴木みどり君） 本案に対し、審査の経過と結果の報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） 14番 三浦義光です。

行財政委員会に付託されました案件、議案第7号です。

本委員会は、去る3月17日及び19日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。

その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、3月17日は議案第7号訴えの提起についての審査を行いました。

委員より、平成18年度当時、市に届けられたのは水路にはみ出ない設計であり、その設計を無視して水路にはみ出して造られたとの認識でよいかとの質問に、そのとおりであるとの答弁がありました。市側から、時系列の経過の資料提出があり、委員より、18年の通告で終わっているが、通告に対してその後何があったか分からないかとの質問に、監査請求があり、現場を調べて書類が残っていたことが分かった。前副市長に確認したところ、何もしていなかったということだった。通知をしてそのままであったとのことであった。引継ぎがあればしっかりと分かったが、それもなかったとの答弁がありました。

委員より、水路の払下げはしないと明言しているが、現在弥富市では公共の水路の払下げはないのかとの質問に、言葉足らずではあったが、公共用の水路で払い下げている部分はある。ただ、用途として必要がないことが確認でき、地域の方に認めていただければ手続を取っているとの答弁がありました。

委員より、記事により市内の問題点が浮上する。例えば、市の土地が民地に入っている問題はあるかとの質問に、例えば道路で、現況は道路だが、下地の部分で所有権を何らかの形で取得がしていない、譲受けしてもらえなかった土地はある。個人の方が境界確定したところ、測って見たら市の土地が少し民地に入っていたということはあるとの答弁がありました。委員より、なぜ18年当時に市は問題の対処ができなかったのかとの質問に、3回の通告の後の記録が残ってなく、どういう状況か分からないのが現状。委員の意見が解決策の一つであることは事実だと思うとの答弁がありました。

委員より、関係書類の提示を求め、19日に改めて審議することとしました。

日を改め、19日に審議を再開し、前回請求した資料の説明を受け、質疑に入りました。

委員より、境界立会い確認後、異議や訴訟が起きたことはなかったのかとの質問に、市側より、その当時はなかったと思うとの答弁がありました。

委員より、この問題は悪いことを改善すべきだとは思いますが、擁壁を撤去することを訴えることより別の円満な解決方法はなかったのか。監査結果が出る前、市の通知は令和19年までに水路敷地内の擁壁を撤去するとしており、擁壁を撤去することで生じる双方の不利益を勘案した結果、早急に擁壁撤去を求めることは現実的ではないとあるが、この通知を出したとき市の幹部で話したと思うが、市長はどう認識して出したかとの質問に、市側より、市の幹部で話し合い、期間は建物の減価償却があるので、通常の縛りの中で30年、お金はそれまでの期間の計算で通知した。

続けて委員より、その後、監査結果の勧告で2年以内に撤去しろと出たとき、市長はどう思ったか。市長より、真摯に受け止めざるを得ない勧告であったと思う。

委員より、議案質疑で継続審査を含め考えると言っていたが、今の考えはどの質問に、市長より、議案質疑で継続審査でもと発言した。コロナウイルスの関係で3月議会を縮小していく中での発言である。今回の件で、書類を再度確認し、また前職員からも話を聞いた。提出した議案は市として市民を訴えるという大変大きなものではあるが、提出した後は議員の皆様にはしっかりと議論、判断していただいた結果に市は従う。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、継続審査の動議があり、諮りましたところ、否決となりましたので、質疑を終結いたしました。

討論に入り、賛成討論がありました。採決の結果、議案第7号は賛成多数により原案を了承しましたことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○副議長（鈴木みどり君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（鈴木みどり君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

通告に従いまして、討論を許します。

那須議員。

○2番（那須英二君） 第7号議案に関して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

第7号議案については、市の貴重な財産である公用地、水路を不法占有されている問題に対して一刻も早い返還を求めるものでございます。

これにつきまして、今の議長である大原功氏が、市の土地との境界を平成10年に本人立会いの下で確認されておるのに対し、境界を越境し、擁壁部分をはみ出して自身の共同住宅を造っています。大原氏の申立てで調停が行われましたが、それは不調となりました。監査結果に従い、2年以内の撤去と不当利得の返還を行っていただければこうした訴えを起こすこ

ともなかったかと思いますが、事もあるに逆に市を相手取って時効取得を要求し、2月25日に提訴を行っております。

市民の貴重な財産であり、水路においては安全面、防災面の観点でも重要な土地であり、それを議員が、しかも議長が占有していることはあってはならないと思います。しっかりと市の主張を行い、早急な解決を図るためにも、一刻も早くこの議案を可決し、市には裁判の準備に入ってください必要があります。各議員におきましても、市民の財産を守る観点から良心に従った判断を行っていただきたいと思い、賛成討論といたします。

○副議長（鈴木みどり君） 他に討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（鈴木みどり君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第7号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（鈴木みどり君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

大原議員の入場を求めます。

〔議長 大原功君 入場〕

○副議長（鈴木みどり君） ここで、議事を交代します。

〔副議長、議長と交代〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第8号 弥富市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第9号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 弥富市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について

日程第12 議案第11号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 弥富市森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第14 議案第13号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第16 議案第15号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第18 議案第17号 弥富市保健センター条例の一部改正について

日程第19 議案第18号 市道の廃止について

日程第20 議案第19号 市道の認定について

- 日程第21 議案第20号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第6号）  
日程第22 議案第21号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
日程第23 議案第22号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第24 議案第23号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第25 議案第24号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第26 議案第25号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

○議長（大原 功君） この際、日程第9、議案第8号から日程第26、議案第25号まで、以上18件を一括議題といたします。

本案18件の審査の結果報告を委員長、お願いいたします。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） 14番 三浦義光です。

最後に行財政委員会に付託されました案件は、議案第8号弥富市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、はじめ18件です。

本委員会は、去る3月17日、18日及び19日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、3月17日は総務部、開発部の所管する審査をいたしました。

まず、議案第8号弥富市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてから議案第12号弥富市森林環境譲与税基金条例の制定についてまでと、議案第18号市道の廃止について及び議案第19号市道の認定についてまでの7件を一括審査いたしました。

委員より、議案第18号及び19号について、鍋田44号線は昨年6月に新しく認定し、今回廃止し、さらに延長して認定となるが、なぜ昨年一緒にできなかったのか、経緯はどの質問があり、市側より、火葬場関係で霊園までを一括で整備するのだが、一部県、国の土地を借りていたことが分かったので、今回廃止、認定となったとの答弁がありました。

またほかの委員から、議案第12号について、森林環境譲与税を積み立てるだけでなく、基金を有効に利用して、すぐに使わないかと思うが、具体的な予定はあるかとの質問があり、森林環境譲与税は、今年度について小学校のロッカーに活用した。次年度から積み立てて、今後、普及啓発、木材を使用した公共施設に活用予定だが、今、具体的な予定はないとの答弁がありました。

その後、議案第20号令和元年度弥富市一般会計補正予算（第6号）、議案第23号令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第24号令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の3件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、委員より、新庁舎建設事業についての備品購入については入札により安価で落札があったが、委託料についても同様の理由で減額かとの質問に、委託料

も入札により残額が出たことによる補正であるとの答弁がありました。

また、他の委員より、公共下水道事業の工事請負費が3,900万円の減額だが、予定どおり工事が進まなかったのか、コスト削減できたのかとの質問に、国費補助事業と国費対象事業とならない市単独事業を組み合わせしており、市単独事業分の減額が主な内容である。国の補助金と合わせたところは次年度に回すことを考えているとの答弁がありました。

18日は所管を入れ替え、民生部、教育部の所管する事項の審査に入り、まず議案第13号弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてから議案第17号弥富市保健センター条例の一部改正についてまで、以上5件を一括審査しました。

委員より、国民健康保険税均等割が増えるということは、子供まで増える。少子化の時代に逆行しているのではないか。18歳未満は減免措置をするなど再考できないかとの質問に、市側より、他に事業、手当があるので現場の声を聞きながら対応をしていきたいとの答弁がありました。

続いて、議案第20号令和元年度弥富市一般会計補正予算（第6号）から議案第22号令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第25号令和元年度弥富市一般会計補正予算（第7号）、以上4件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、委員より、教育費について、校内LAN整備のスケジュールと、どのような活用が期待できるのかとの質問に、市側より、夏休みを工事の中心として、秋までにネットワーク整備を完了していく予定。今後、授業のデジタル化が見込まれており、国のGIGAスクール構想においてはタブレット配備1人1台を目指しています。今後、そのネットワークを使い、タブレットの活用を進めていきたいとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、19日に討論に入り、議案第14号について、資産割は大きく減るものの、均等割が大幅に値上がりし、社保と違い子供が多ければ多いほど負担が大きくなる制度となっていると反対討論がありました。

議案第25号について、GIGAスクール構想において、当初と違い市の持ち出し部分がかなり大きい。国がしっかり補助すべきと反対討論がありました。

採決の結果、議案第8号から議案第13号は全員賛成で原案を了承、議案第14号は賛成多数により原案を了承、議案第15号から議案第24号は全員賛成で原案を了承、議案第25号は賛成多数により原案を了承しましたことを御報告し、行財政委員会の全ての報告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告に従いまして、反対討論を那須議員。

○2番（那須英二君） 私のほうからは、議案第14号と第25号に関して反対の立場で討論させていただきます。

まず、第14号でございますが、先ほどの第3号議案とも重複する部分がございますけれども、この第14号議案というのは、国民健康保険税の改正ということでございます。この改正というのは、資産割が下がる一方で均等割が大きく跳ね上がるとしているものでございます。均等割とは、生まれたばかりの赤子からかかってくるものとなっております。均等割は上げるのではなく、社会保険と同様になくしていただきたいと思っています。

また、議案第25号に関しましては、補正予算ということでございますけれども、GIGAスクール構想の下でのネットワーク、LANの整備事業でございます。当初見込んでいた国からの補助金が大きく下がり、市の持ち出し部分が1億5,000万円ほどと多額になりました。いずれ来るタブレット授業を行う前段階でもありますけれども、タブレット授業も賛否両論があり、子供の視力や健康、コミュニケーションを奪うとされています。これが本当に必要なのか、もっと審議を尽くすべきだと考えます。

以上の点において反対とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論なしということを確認いたしましたので、討論を終結して、これより採決に入ります。

議案第8号から議案第13号まで、以上6件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第13号まで、以上6件は原案どおり可決決定をいたしました。次に、議案第14号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第15号から議案第24号まで、以上10件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第24号まで、以上10件は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第25号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

お諮りいたします。

本日、安藤市長から同意第2号副市長の選任についての提出がされました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、同意第2号副市長の選任についてを日程に追加し、議題といたすことに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第27 同意第2号 副市長の選任について

○議長（大原 功君） 日程第27、同意第2号副市長の選任についてを議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は同意1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第2号副市長の選任につきましては、副市長 大木博雄氏が令和2年3月31日をもって退職することに伴い、その後任者として村瀬美樹氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております、同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結します。  
これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

本日、早川議員より発議第2号弥富市議会傍聴規則の一部改正についての提出がございました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、発議第2号弥富市議会傍聴規則の一部改正についてを日程に追加し、議題を追加することに決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第28 発議第2号 弥富市議会傍聴規則の一部改正について

○議長（大原 功君） 日程第28、発議第2号弥富市議会傍聴規則の一部改正についてを議題といたします。

本案は議員提案でありますので、提案者である早川議員に提案理由の説明を求めます。

早川議員。

○12番（早川公二君） 12番 早川公二。

弥富市議会傍聴規則の一部改正について提案をいたします。

この議案は、新庁舎の完成による議場の移転に伴い、傍聴席の数を変更する必要があるからであります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採



決に入ります。

発議第2号、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

お諮りいたします。

日程を追加して、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを行うことに決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第29 弥富市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（大原 功君） 日程第29、弥富市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名をいたします。

お手元の選挙管理委員会委員及び補充員の名簿案にありますように、選挙管理委員に伊藤学さん、早川優子さん、佐藤雅夫さん、富田忠市さん、補充員に、佐野光昭さん、大島俊夫さん、水野進さん、荒川敏明さんを指名いたします。

お諮りいたします。

日程を追加し、海部南部水道企業団議会議員の選挙について行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部南部水道企業団議会議員の選挙についてを行うことに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30 海部南部水道企業団議会議員の選挙について

○議長（大原 功君） 日程第30、海部南部水道企業団議会議員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治体法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部南部水道企業団議会議員に早川公二議員、那須英二議員、鈴木みどり議員、加藤克之議員、横井克典議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部南部水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

お諮りいたします。

日程を追加し、海部南部消防組合議会議員の選挙について行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部南部消防組合議会議員の選挙について行うことに決定をいた

しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31 海部南部消防組合議会議員の選挙について

○議長（大原 功君） 日程第31、海部南部消防組合議会議員の選挙についてを行います。  
お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治体法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。  
お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より、海部南部消防組合議会議員に大原功議員、佐藤高清議員、三浦義光議員、高橋八重典議員、小久保照枝議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部南部消防組合議会議員に当選されました。  
ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

お諮りいたします。

日程を追加して、海部地区環境事務組合議会議員の選挙について行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを行うことに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

○議長（大原 功君） 日程第32、海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治体法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部地区環境事務組合議会議員に佐藤高清議員、平野広行議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。

日程を追加し、閉会中の継続審査についてを議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、閉会中の継続審査についてを行うことを決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第33 閉会中の継続審査について

○議長（大原 功君） 日程第33、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 諸般の報告

○議長（大原 功君） 日程第34、諸般の報告をいたします。

大原功議員、早川公二議員より、議会広報編集特別委員会の辞職願が出されましたので、許可いたしたいと思います。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第1回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時58分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 副議長 鈴 木 みどり

同 議員 横 井 克 典

同 議員 江 崎 貴 大